

行田市子ども医療費支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行田市子ども医療費支給条例（昭和48年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条第3号に規定する社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(受給資格の登録)

第3条 条例第5条の規定により子ども医療費受給資格（以下「受給資格」という。）の登録を受けようとする者は、子ども医療費受給資格登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象の子どもの氏名が記載された医療保険の被保険者証、組合員証又は加入者証の写し
- (2) 対象の子どもの住民票の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる書類等の内容及び状況をあらかじめ確認することができるときは、これらの書類等の提出を省略することができる。

3 市長は、第1項の規定により受給資格の登録の申請をした者について、審査の結果、受給資格を有すると認めたときは、その者の受給資格を登録するものとする。

4 市長は、第1項の規定により受給資格の登録の申請をした者について、審査の結果、受給資格を有しないと認めたときは、子ども医療費受給資格登録申請却下通知書（様式第2号）により当該申請者に対し通知するものとする。

(受給資格証)

第4条 市長は、前条第3項の規定により受給資格の登録をした者（以下「受給資格者」という。）に対し、子ども医療費受給資格証（様式第3号。以下「受給資格証」という。）を交付するもの

とする。

2 市長は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の4第1項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（ただし、同法第14条の4第1項第2号に掲げる医薬品又は新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であって、その形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。）（以下「後発医薬品」という。）の使用を促進するため、条例第2条に定める保護者の承諾が得られた場合は、前項に規定する受給資格証の表面に後発医薬品を希望する旨の文言を記載するものとする。

3 受給資格者は、受給資格証を破損し、又は紛失したときは、子ども医療費受給資格証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

4 受給資格証の有効期間は、申請日から受給資格消滅日までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に規定する日を申請日とみなす。

（1） 出生、転入その他の事由で条例第3条に規定する対象者となった後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に保護者が登録申請をしたとき 対象者となった日

（2） 前号に掲げるもののほか、災害その他やむを得ない理由により保護者が登録申請ができなかった場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後保護者が15日以内にその登録申請をしたとき 災害その他やむを得ない理由により当該登録申請をすることができなくなった日

（受給資格証の提示）

第5条 受給資格者は、その保護する子どもについて病院、診療所、薬局又は柔道整復師等において医療を受けるときは、受給資格証を提示するものとする。

（支給の申請又は請求）

第6条 条例第7条第1項に規定する医療費支給の申請は、子ども医療費支給申請書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第7条第2項の規定により子ども医療費を医療機関等に支払う場合は、当該医療機関等から請求された行田市子ども医療費請求書（現物給付用）（様式第6号）により支払うものとする。

ただし、市長が別の方法によることが適当と認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給の額を決定し、受給資格者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の請求があったときは、その内容を審査し、当該請求に係る支払額を決定し、請求者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、受給資格者又は請求者（以下「受給資格者等」という。）への通知は、子ども医療費の払込みをもって通知に代えることができる。

(支給の方法)

第8条 市長は、前条の決定をしたときは、速やかに受給資格者等に支給するものとする。この場合において、当該受給資格者等の死亡等により受給資格者等に支給することができないときは、市長が定める者に支給するものとする。

(支払事務の委託)

第9条 市長は、条例第7条第2項の規定により市長の指定する医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部又は埼玉県国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(届出事項)

第10条 受給資格者は、自己又はその保護する子どもについて、次の各号のいずれかに該当したときは、子ども医療費受給資格内容等変更（喪失）届（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、受給資格者が死亡その他の理由により届出を行うことができない場合は、現に対象者を監護している保護者が行うものとする。

- (1) 受給資格者又は対象者が死亡したとき。
- (2) 受給資格者又は対象者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (3) 対象者に係る医療保険の種別、内容等に変更があったとき。
- (4) 受給資格者又は対象者が条例第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (5) 受給資格者に係る子ども医療費の支給を受ける振込先に変更があったとき。

(受給資格証の返還)

第11条 受給資格者が、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格証を市長に返還しなければならない。

(受給資格喪失の通知)

第12条 市長は、受給資格者又は対象者が条例第3条に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、子ども医療費受給資格喪失通知書（様式第8号）により通知するものとする。ただし、受給資格者又は対象者が死亡した場合は、この限りでない。

（支給金の返還）

第13条 条例第10条の規定による支給金の返還通知は、子ども医療費支給金返還通知書（様式第9号）により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

（南河原村の編入に伴う経過措置）

2 南河原村の編入の日前に、南河原村子ども医療費支給に関する条例施行規則（昭和48年南河原村規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和49年1月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年7月2日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月26日規則第25号）

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（平成5年9月29日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の行田市乳幼児医療費支給条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第4条第1項の規定により交付された受給資格証は、当該受給資格証の有効期間の満了する日までの間は、改正後の行田市乳幼児医療費支給条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第1項の規定により交付された受給資格証とみなす。

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の規則の規定による乳児医療の支給が終了する者で、施行日以後改正後の規則の規定により幼児医療の支給を受けることができる

ものに係る改正後の規則第3条第1項の規定による申請は、この規則の施行前においても行うことができる。

(行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の一部改正)

4 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年規則第28号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成6年9月30日規則第23号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年6月27日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の行田市老人医療費助成条例施行規則等の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月30日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の行田市老人医療費助成条例施行規則等の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成11年3月31日規則第30号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月26日規則第36号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成15年12月26日規則第45号）

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第11号）

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の行田市子ども医療費支給条例施行規則等の規定は、この規則の施行の日以後の診療に要した医療費について適用し、同日前の診療に要した医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月27日規則第107号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年10月17日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日規則第25号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月31日規則第25号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 9 月30日規則第41号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日規則第16号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月21日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規則第21号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第39号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成28年 3 月10日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条第 3 項第 1 号の規定は、平成28年 4 月 1 日以降に行田市子ども医療費支給条例（昭和48年条例第17号）第 3 条に規定する対象者となった者に適用し、同日前に対象者となった者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月22日規則第87号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

様式 （略）